

静岡市都市公園内キッチンカー（移動販売車）出店者募集要項

1 目的

静岡市都市公園の利用者の利便性の向上のため、都市公園にふさわしい魅力的な飲食などを主に販売していただくとともに、楽しく過ごせる休憩の場を提供してくださるキッチンカー（移動販売車）の出店者を募集するものです。

2 出店場所

設置場所 駿府城公園、城北公園、登呂公園、清水船越堤公園、清水日本平運動公園、清水清見潟公園

※設置場所以外の公園で出店を希望する場合は市と協議後、出店の許可をする場合があります。

※社会実験や市の関連事業と連携して、静岡市内の都市公園等での出店を依頼する場合があります。

※設置場所は、新たに追加する場合や削除する場合があります。

3 販売品目

公園利用者の利便性の向上及び休憩所の提供に寄与することができる飲食物等。ただし、設置公園によって販売品目が限られる可能性があります。

4 出店申込資格と制限

（１） 出店申込資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申込みすることができます。

ア キッチンカー（移動販売車）１台ごとに店承認を受けること。

イ 公的機関の発行する、市内にて有効な営業許可証を有すること。

ウ 営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業であること。

エ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること。

オ 出店期間の始期において営業許可証の期限が有効であること。

カ 過去３年以内に同種の業務の実績を有している者であること。

キ 種類の異なる２種類以上の飲食物を提供すること。少なくとも食べ物が１種類以上、飲み物が１種類以上提供すること。味違いの同一商品は１種類とする。ただし、令和３年度までに店承認を受け更新期間中である出店者については、この限りではない。出店期間が終了し再度承認を受ける場合は、この規定が適用される。

ク 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者。

ケ PL 保険に加入していること。

※即日設置撤去が容易にできる場合は、露店形態の飲食店営業も認める場合があります。

（２） 出店申込制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、応募することができません。

ア 過去３年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。

- イ 国税及び地方税を滞納している者。
- ウ 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者。
- エ 法律行為を行う能力を有しない者。
- オ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- カ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者。

5 出店申込みから出店開始までの流れ

- （１）申込み
 - …５－（１）アに指定する書類を御提出ください。
- （２）審査・承認
 - …申込書類を基に出店が適当な者が審査し承認します。
- （３）承認通知書交付
 - …承認を受けた者に対して承認通知書を交付します。
- （４）公園内行為許可申請書・公園占用許可申請書提出
 - …本市に出店日を確認の上、１か月前までにご提出ください。
- （５）使用料納付・許可書交付
 - …出店日以前に納付してください。
- （６）出店開始

5－（１） 申込み

ア 申込提出書類

- （ア）出店申込書（様式 1）
- （イ）営業許可証一式の写し
- （ウ）食品衛生責任者の写し
- （エ）法人登記簿謄本又は住民票（3ヵ月以内のもの）
- （オ）納税証明書等の未納がないことの証明（直近のもの）
- （カ）PL 保険証書の写し
- （キ）誓約書（様式 2）
- （ク）販売車写真画像（車幅、全長を記入）

※申込書類等の提出は、提出場所へ持参するものとし、郵送による受付は行ないません。

※提出していただいた書類に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。

※出店期間の更新を希望される場合は（オ）、（カ）を毎年 3 月末日までに御提出ください。

イ 申込受付期間：常時

※午前8時30分～午後5時（但し、土・日曜日及び祝日を除く）

※やむを得ず受付を中止とさせていただく場合もあります。

ウ 申請書類等の提出場所等

（ア）場所：緑地政策課（静岡庁舎新館7階）

（イ）方法：提出書類の確認をいたしますので、必ず御持参ください。

エ 本要項の配布場所

場 所：緑地政策課（静岡庁舎新館7階）

※ 市のホームページからもダウンロードできます。

http://www.city.shizuoka.jp/551_000058.html

5－（2） 審査・承認

ア 出店承認について

販売品目・営業方法等については本市の指示に従っていただく必要がありますので、都市公園法及び施行令の規定、静岡市都市公園条例、本要項を十分に御理解のうえお申込みください。

出店期間については出店承認された年度の3月31日までとします。ただし、承認通知書交付後、一年以内に一回以上出店し、必要書類を市に提出した場合は、出店期間が一年間更新されます。承認通知書交付時から最大五年度有効です。

出店期間が満了となる場合は、再度出店申込の手続が必要です。

※ 令和元年度に承認を受けた者は、変更があった書類を提出していただければ承認し、最長令和6年3月31日まで出店可能です。

※ 出店者決定後、「占用許可申請書及び行為許可申請書」の提出が必要です。

※ 本事業終了に伴い、出店承認を取り消す場合もあります。

イ 店舗等

営業のために必要なすべての費用は出店者の負担とし、配置等を事前に市と協議していただきます。また、電気設備・排水設備、水道設備はありませんので、発電機等は出店者で用意していただきます。

5－（3） 承認通知書交付

申込を受理した後、審査し、適格者のみが許可対象になります。審査結果は文書にて通知します。

5－（4） 公園内行為許可申請書・公園内占用許可申請書提出

ア 申請時期

原則、出店が可能か本市に確認したうえで、出店可能日1か月前までに公園占用許可申請書及び公園内行為許可申請書を提出していただきます。（清水区の公園に関しては都市計画事務へ申請書を提出していただきます）

イ 提出方法

窓口へ直接提出いただくか、担当課へ郵送又はメールでエクセルデータを送信してください。

ウ 営業日

原則、第2、第4土・日曜日としますが、出店者の希望日に出店していただくことが可能です。

天候等により休業とした場合は、出店者の判断により予備日に営業することができるものとしますが、自己都合による休業とした場合は、予備日に営業することは認められません。予備日は、出店者の判断

により、許可申請時に設定し、申請書に記入するものとします。

※公園で大規模イベント等が実施される際には、営業不可とします。

エ 営業時間

原則、午前10時から午後4時まで

但し、あらかじめ本市と協議をしていただければ、午前10時以前及び午後4時以降の営業も可能とします。

オ 使用料

静岡市都市公園条例で規定する使用料により、許可を受ける面積、営業日数に応じて公園の使用料を前納にて納付していただきます。(占有許可 33.0 円/月・㎡、行為許可 88 円/日・㎡)

※使用面積 10 ㎡で 4 日間営業した場合 3,850 円

※条例改正や消費税増税等により料金に変更された場合は、その額が適用されます。

使用料の不還付の規定は、静岡市都市公園条例によるものとする。

カ 許可の取消

出店者が使用料等を滞納した場合、公序良俗に反する使用をした場合には、使用許可を取り消すことができるものとします。

その他、本市が出店を不適当と判断した場合は、出店者と協議を行い、改善が認められない場合は使用許可を取り消すことができるものとします。

出店者が静岡市都市公園条例による許可の取消しを受けた場合において、出店者に損害が生じてても、本市は一切その責めを負いません。

キ 原状回復

使用期間が満了したとき、または許可が取り消されたときは、出店者の負担により、本市が指定する期日までに使用箇所を現状に回復していただきます。

5ー(5) 使用料納付・許可書交付

出店可能日1か月前までに申請していただいた公園内行為許可申請書及び公園内占有許可申請書を審査し、使用料を納めるための納付書と許可書をお送りいたします。お送りする納付書を使用していただき、出店日までに納付してください。

5ー(6) 出店開始

注意事項

- (ア) 公園内を移動する場合は、ハザードランプを点滅し、最徐行してください。
- (イ) 出店する際は、市から受領した許可書を携帯してください。
- (ウ) キッチンカー(移動販売車)設置スペースは禁煙としていただきます。
- (エ) 法令が定める申請・届出や、必要な資格者の設置は、出店者の責任と負担で実施していただきます。
- (オ) 設置スペースは常に清潔に保っていただき、清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施していただきます。
- (カ) 出店者は、キッチンカー付近にゴミ箱を設置することとし、その設置費用及び清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施していただきます。
- (キ) 酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び本市が不適当と判断した

ものは販売できません。ただし、酒類は本市の指示により販売できる場合もあります。

- (ク) 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置することとします。
- (ケ) 土・日曜日及び祝日に営業する際は、営業日前日に公園の鍵を受け取り、営業日後の最初の平日に返却することとします。平日に営業する際は、営業当日に公園の鍵を受け取り、営業終了後に返却することとします。
- (コ) 来園者が滞在できるよう出店時にイス・テーブル等の設置を認めます。
- (サ) 地震、津波等の天災、火災、洪水、疫病、暴動、警報発令時、又は偶発的事象によるものである場合には、出店について指示することがあります。

6 損害賠償

- (1) 出店者はその責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、公園施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。
- (2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、静岡市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- (3) 移動販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、本市は、その責めを負いません。

7 登録の取消

登録申請や公園使用許可申請に虚偽があった場合、使用許可条件や本募集要項及び市の指示を守らない場合は、期間中であっても登録を取消します。この場合において、出店者に損害が生じても、市は補償しません。

8 定めのない事項等の処理

本要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、本市と出店者の協議の上処理するものとします。

9 要項の変更等について

運営上の事情等により、本要項を予告なく変更・改定・廃止する場合があります。

10 申込書類等提出場所（募集要項の配布場所含む）及び問い合わせ先

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市 都市局都市計画部 緑地政策課 公園活用係

電話 054-221-1107

FAX 054-221-1294

E-mail ryokuchi@city.shizuoka.lg.jp